

『触法障がい者に対するSSTの実際』開催要項

1. 目的

2006年5月に刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行され、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実をはかるため、就労スキルを中心としたSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）が全国の刑務所に導入されるようになりました。また2008年6月には犯罪者の自立更生を目的とする更生保護法が施行され、これまで不十分であった司法機関と福祉施設の連携も謳われるようになってきています。また、これまで見過ごされてきた触法障がい者についてもより適切な支援が求められるようになってきました。

この様な中、各都道府県・市町村職員や各種相談員の処遇技法を高めることが必要とされており、そのひとつとして期待されているSSTの理論とその具体的な進め方について演習形式で学ぶ、「触法障がい者に対するSSTの実際」を「よりそいネットおおさか」（福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク）の協力を得て開催します。

2. 主催 財団法人 大阪府人権協会

3. 実施内容

(1) 初日・1日目 【12月18日(土) 場所：A´ワーク創造館】

13:30 ~17:00	1. オリエンテーション 2. 司法領域における国の施策と動向、およびSSTの発展 3. SSTの理論とその進め方 (1) SSTの基礎理論 (2) 対象者の特性や実施施設における留意点等 4. ビデオ視聴：更生保護施設におけるSST 5. 課題設定の仕方
-----------------	--

(2) 最終日・2日目 【12月19日(日) 場所：A´ワーク創造館】

10:00 ~17:00	1. 自己紹介 2. ウォーミングアップゲーム 3. リーダーとコリーダーの役割 4. 講師によるモデルセッション 5. 受講者によるリーダーとコリーダー体験練習 6. SSTを実施するいくつかのポイント 7. まとめと質疑応答 8. 修了証授与
-----------------	--

※本研修会は、SST普及協会のガイドラインに沿った内容であり、2日間の全講座受講が原則です。全講座受講者のみ、「SST初級リーダー養成講座」の修了証が発行されます。

※初日のみ(または最終日のみ)の受講希望は受け付けますが、一部の講座のみ(例 初日の「3. SSTの理論とその進め方」のみ)の受講はできません。

4. 講師 角谷慶子さん、足立 一さん（S S T普及協会 認定講師）

5. 対象・定員

(1) 対象

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の支援者、各市町村及び各市町村人権協会・人権地域協議会等の相談員等

(2) 定員

40人（先着順）

6. 会場 A ークワーク創造館（大阪市浪速区木津川 2-3-8・電話 06-6562-0410）

7. 申込み方法・受講決定通知

別紙「参加申込書」にご記入の上、12月10日（金）までに、（財）大阪府人権協会へFAXまたはメールにて、お申込みください。後日、「受講決定通知」を送付します。 FAX：06-6581-8614 メール：info@jinken-osaka.jp

8. 参加資料代

15,000円（2日分の資料代・修了証書代等）

※両日いずれかの日など一部受講の参加費は、12月10日（金）までに申し込まれた場合のみ、初日のみ¥5,000、最終日のみ¥10,000、となります。

9. 参加資料代の支払い方法

「受講決定通知書」を送付しますので、講座当日までに参加資料代を次の口座へ振り込んでください。現金でお支払いの場合は、（財）大阪府人権協会事務所までご持参ください。※原則、当日は受付いたしません

【振込み先】りそな銀行桜川支店 普通 2105629

ざいだんほうじんおおさかふじんけんきょうかいこうざがかり じちよう かみおまさや
財団法人大阪府人権協会講座係 理事長 神尾雅也

[申込み・問い合わせ先]

（財）大阪府人権協会（北場・上田）TEL06-6581-8613/FAX06-6581-8614

☆「S S T」とは☆

“Social Skills Training”の略で、「社会生活技能訓練」や「生活技能訓練」などと呼ばれています。小児の分野では「社会的スキル訓練」とも呼ばれます。S S Tは認知行動療法の1つに位置づけられる新しい治療方法で、対人関係を中心とする 社会生活技能のほか、服薬自己管理・症状自己管理などの 疾病の自己管理技能、身辺自立(ADL)に関わる 日常生活技能を高める方法が開発されています。近年わが国でもその効果が認められ、1994年4月には「入院生活技能訓練療法」として診療報酬にも組み込まれました。現在では、医療機関や各種の社会復帰施設、作業所、矯正施設など多くの施設で実践されています。精神障害をもつ人たちの自己対処能力を高め（エンパワメント）、自立を支援するために、この方法が広く活用されることが期待されています。

【SST普及協会ホームページより】